

○多気町電気自動車等購入費補助金交付要綱

令和6年3月15日

告示第52号

(趣旨)

第1条 この要綱は、多気町補助金等交付規則(平成18年多気町規則第37号)に基づき、電気自動車等の普及を促進し、大気環境の改善及び地球温暖化の防止に資するため、予算の範囲内において、電気自動車等購入費補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)において使用する用語の例によるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 電気自動車等は、経済産業大臣が定めるクリーンエネルギー自動車導入事業費補助金交付要綱の規定に基づき、一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する補助金交付事業の対象として承認を受けた、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車をいう。
- (2) 新車は、初めて新規登録を受ける普通自動車若しくは小型自動車又は初めて新規検査を受ける軽自動車をいう。
- (3) 契約は、電気自動車等の購入に係る契約をいう。
- (4) 登録日は、新車の新規登録又は新規検査を受けた日をいう。

(補助金の交付対象)

第3条 町長は、登録日から起算して1年以上前から、引き続き本町に住所を有する者又は本町に本社を置く法人(国、地方公共団体その他の公共機関を除く。)であって、電気自動車等の新車を購入するもの(以下「購入者」という。)に対し、補助金を交付するものとする。ただし、購入者に町税の滞納がある場合は、交付対象としない。

2 補助の対象となる電気自動車等は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 購入者が自ら使用する目的で購入するもの
- (2) 使用の本拠の位置が町内のもの

3 補助の対象となる電気自動車等は、1購入者につき1台を限度とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、電気自動車等1台につき20万円とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、登録日から起算して90日を経過する日までに、電気自動車等購入費補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 電気自動車等の購入に係る注文書その他契約を証する書類の写し
- (2) 電気自動車等の自動車検査証の写し
- (3) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書
- (4) その他町長が必要と認める書類

(交付決定等)

第6条 町長は、前条の規定による申請があつたときは、速やかにその内容を審査し、交付を決定した場合には、当該申請者に対し、電気自動車等購入費補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

2 町長は、前項の審査において、交付しないことを決定した場合には、当該申請者に対し、その旨を通知するものとする。

(請求及び交付)

第7条 申請者は、前条第1項の規定による通知を受けたときは、町長に対し、電気自動車等購入費補助金交付請求書(様式第3号)を提出するものとし、町長は、これに基づき補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 町長は、補助金の交付を受けたものが、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱に違反したとき。

(補助金の返還)

第9条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項及び様式は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、登録日が施行の日以後である電気自動車等について適用する。